

(仮称) 白岡町町民参画条例骨子案 (自治基本条例庁内推進チーム検討結果)

第1 目 的

この条例は、町民参画の推進に関し、町民及び行政の責務を明らかにするとともに、町民の参画に関する基本的な事項を定めることにより、参画と協働によるまちづくりを推進し、安全安心で暮らしやすい地域社会の実現を図ることを目的とします。

第2 定 義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりです。

- 1 町民 町内に在住し、在勤し又は在学する者及び町内で事業を営むもの又は活動するものをいいます。
- 2 行政 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- 3 協働 町民と行政が、それぞれの役割と責任を担い、信頼・合意の基に連携し、協力することをいいます。
- 4 まちづくり 町民及び行政が行う、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての公共的な活動をいいます。

第3 町民の責務

- 1 町民は、町政に対する意識や関心を高め、主体的かつ積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとしします。
- 2 町民は、まちづくりへの参画にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つとともに、町民相互の自由な意見を尊重するよう努めるものとしします。
- 3 町民は、全体の利益を考慮してまちづくりに参画するよう努めるものとしします。

第4 行政の責務

- 1 行政は、町民の参画に関する調査・研究を進め、その啓発を図るとともに、継続的な参画の推進に向けた創意工夫に努めるものとしします。
- 2 行政は、町民とのよりよい信頼関係の構築を図るため、町政情報を積極的

に発信・提供し、町民との情報の共有化に努めるものとします。

- 3 行政は、町民がまちづくりに積極的に参画できる環境を整えるとともに、町民から提出された意見等を十分に考慮し、その反映に努めるものとします。

第5 次世代の参画

- 1 町民は、こども達が地域に対する愛着を感じ、まちづくりへの関心・興味を持つことができるよう、こども達の地域活動への参加の促進に努めるものとします。
- 2 行政は、学校や地域と連携し、こども達がまちづくりへ参画できる機会の拡充を図るとともに、参画に関する情報の発信に努めるものとします。

第6 町民参画手続

町民参画手続は、次に掲げる方法とします。

- 1 審議会等 地方自治法の規定に基づき設置された附属機関、行政が定める要綱等により設置された会議等の委員の全部又は一部を公募による町民とし、意見を求める方法
- 2 パブリックコメント 行政が、施策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表した上で、これに対する町民からの意見を求め、提出された意見を考慮し、意思決定を行うとともに、意見に対する考え方を公表する方法
- 3 町民説明会 施策等の策定過程において、行政が、その趣旨、目的、内容等に関する説明を行い、町民と行政及び町民同士の意見交換を行う方法
- 4 町民アンケート 行政が、広く町民の意識の傾向を把握、分析する必要性が生じたときに、調査項目を設定し、一定期間内に町民から回答を求める方法
- 5 ワークショップ 行政の施策等の案の作成を行うため、町民と行政又は町民同士が、グループによる共同作業などを通して、合意形成を図りながら案を作り上げていく方法
- 6 町民提案制度 行政が町民に政策の提案を求め、提案された内容を検討し、行政としての意思決定を行うとともに提案に対する考え方を公表する方法
- 7 前各号に掲げるもののほか、行政が適当と認める方法

第7 町民参画手続の対象

- 1 行政は、次に掲げる施策を行おうとするときは、第6に掲げる町民参画手続のうち、1以上の方法を実施するものとします。

- (1) 町の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 - (2) 町政に関する基本方針を定める条例又は町民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例の制定又は改廃
 - (3) 大規模な公共施設の設置計画又は変更
 - (4) 町民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
 - (5) 憲章、宣言等の策定又は変更
 - (6) 前各号に定めるもののほか、行政が特に町民参画手続を実施することが必要と認めるもの
- 2 行政は、前項の規定にかかわらず、行おうとする施策が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、町民参画手続を行わないことができるものとします。
- (1) 軽易なもの
 - (2) 緊急を要するもの
 - (3) 行政に裁量の余地がないもの
 - (4) 法令その他により、町民の意見聴取等の手続きの基準が定められており、その基準に基づき実施するもの
 - (5) 町税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
 - (6) 地方自治法第74条第1項に規定する直接請求により議会に付議するものの
 - (7) 前各号に定めるもののほか、行政が町民参画手続を実施することが適当ではないと認めるもの
- 3 行政は、前項の規定により町民参画手続きを実施しないこととしたときは、その理由を公表するものとします。

第8 審議会等

行政は、審議会等の委員を選任するときは、以下のとおり行うものとします。

1 委員の選任

行政は、審議会等の委員を選任しようとするときは、男女の構成比率、年齢、居住地域及び他の審議会の委員との兼職等、委員構成に偏りが生じないように考慮するものとします。ただし、審議会の内容等、やむを得ない場合はこの限りではありません。

2 委員の公募

(1) 行政は、審議会等の設置にあたっては、その趣旨及び審議内容に応じ、原則として、委員の全部又は一部を町民の公募により選考された委員とするものとします。

(2) 審議会等の委員数に対する公募委員の割合に関する事項は、別に定めま

3 公募の方法

(1) 行政は、審議会等の委員の公募にあたっては、十分な周知期間を設けて募集を行うものとします。ただし、審議会の内容等、やむを得ない場合は、この限りではありません。

(2) 審議会等の委員の公募にあたっては、その趣旨、目的、内容及び日程並びに募集期間及び募集人数を明らかにしなければならないものとします。

(3) 行政は、町民が積極的に審議会等の委員の公募に応じることができるよう、その方法等の工夫に努めるものとします。

4 公募状況の公表

行政は、審議会等の委員の公募を行ったときは、その応募状況及び応募者の性別、年齢等を広報紙、ホームページ、その他行政が必要と認める方法で周知するものとします。

5 会議の公開

(1) 審議会等の会議は、原則として公開するものとします。ただし、個人情報や法令により非公開とされている事項の審議を行う会議等については、この限りではありません。

(2) 公開の方法は、会議録の公開等によるものとします。

6 公募委員登録者

行政は、審議会等への町民の参画を促進するため、公募委員登録者を公募し、これに応じた者を公募委員登録者として登録するものとします。

(1) 公募委員登録者の登録を受ける者は、町長に当該登録に係る事項を届け出なければならないものとします。

(2) 行政は、公募委員登録者に対し、審議会等の公募に関する情報を提供するものとします。

第9 パブリックコメント

行政は、パブリックコメントを行う必要があるときは、以下のとおり実施するものとします。

- 1 パブリックコメントにおいて、意見又は提案を提出することができるのは、以下に掲げるものとします。
 - (1) 町民
 - (2) パブリックコメントを行う施策等の案に対して利害関係を有すると認められる個人又は団体
 - (3) その他行政が認めた個人又は団体
- 2 行政は、パブリックコメントを実施するときは、その意思決定を行う前の適切な時期に、次の事項を公表するものとします。
 - (1) 施策等の案
 - (2) 施策等の趣旨又は目的及び案を作成した経緯
 - (3) 意見の提出先及び提出期間
 - (4) その他町民が施策等の案を理解するために必要な関連資料
- 3 パブリックコメントにおける施策等の案の公表は、ホームページ、広報紙、その他行政が必要と認める方法により行うものとします。
- 4 パブリックコメントを行う施策等の案に対する意見等の提出の方法は、次に掲げる方法のいずれかによるものとします。
 - (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) 上記に掲げるもののほか、行政が必要と認める方法
- 5 パブリックコメントを行う施策等の案に対して意見等を提出しようとするものは、以下に掲げる事項を明らかにしなければならないものとします。
 - (1) 氏名（法人その他の団体である場合は、当該団体の名称及び代表者の氏名）
 - (2) 住所（法人その他の団体である場合は、主たる事務所の所在地）
 - (3) 連絡先
 - (4) 利害関係の内容（町民を除く。）

第10 町民説明会

- 1 行政は、町民説明会を開催しようとする時は、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとします。
 - (1) 町民説明会の開催日時及び場所

- (2) 町民説明会の議題及び当該議題に関する資料
 - (3) 町民説明会に参加できる者の範囲
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、行政が必要と認める事項
- 2 行政は、町民説明会を開催したときは、その開催記録を作成し、これを公表するものとします。ただし、個人情報等、非公開情報に該当すると認められるものは公表しないものとします。

第 1 1 町民アンケート

- 1 行政は、町民アンケートを実施しようとする時は、次に掲げる事項を公表するものとします。
- (1) 町民アンケートの趣旨
 - (2) 町民アンケートの対象者
 - (3) 町民アンケートの方法
 - (4) 町民アンケートの期間
 - (5) その他行政が必要と認める事項
- 2 行政は、町民アンケートの期間が終了したときは、速やかにその結果を集計・分析し、次に掲げる事項を公表するものとします。
- (1) アンケートの概要
 - (2) 集計・分析結果

第 1 2 ワークショップ

- 1 行政は、ワークショップを開催しようとする時は、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとします。
- (1) ワークショップの開催日時及び場所
 - (2) ワークショップの内容
 - (3) ワークショップの委員の選出に関する事項
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、行政が必要と認める事項
- 2 行政は、ワークショップを開催したときは、その記録を作成し、公表するものとします。ただし、個人情報等、非公開情報に該当すると認められるものは公表しないものとします。

第 1 3 町民提案制度

行政は、町民に政策の提案を求めようとするときは、以下のとおり実施するも

のとします。

- 1 町民は、行政の求める範囲内において、政策の提案をすることができます。
- 2 行政は、町民に提案を求めようとするときは、政策の目的、提案できる者の範囲、提案の方法その他提案に必要な事項を公表するものとします。
- 3 提案に必要な事項の公表は、ホームページ、広報紙その他行政が必要と認める方法により行うものとします。
- 4 提案の提出方法は、次に掲げる方法のいずれかによるものとします。
 - (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) 上記に掲げるもののほか、行政が必要と認める方法
- 5 行政は、提案の内容を検討し、その結果及び理由を提案者に通知するとともに、公表するものとします。